

# 国民年金保険料 学生納付特例 の申請について

(学生でない期間は、免除・納付猶予制度をご利用ください)

学生納付特例制度は、学生の方が、申請により保険料の納付が猶予される制度です。

この制度を利用することで、将来の年金受給権の確保だけでなく、万一の事故などにより障害を負ったときの障害基礎年金の受給資格を確保することができます。

※ この制度を利用すると、付加年金および国民年金基金はご利用できませんのでご注意ください。

また、付加年金および国民年金基金は、過去にさかのぼって加入ができません。

<対象となる方>

大学（大学院）、短大、高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校(※)に在学する学生等で、学生納付特例を受けようとする年度の前年の所得が基準以下の方または失業等の理由がある方です。

※ 各種学校 → 学校教育法で規定されている修業年限が1年以上の課程

(なお、一部の海外大学の日本分校も対象となります。詳しくは年金事務所までお問い合わせください。)

<所得の目安> ……118万円 + { (扶養親族の数) × 38万円 } で計算した額以下である場合

## 【申請時の注意点】

### ● 申請できる期間

- ・ 過去期間は申請書が受理された月から2年1カ月前（すでに保険料が納付済の月を除く）まで、将来期間は年度末まで申請できます。
- ・ ただし、1枚の申請書で申請できるのは、4月から次の年の3月までの12カ月間となりますので、必要に応じて複数の申請書を提出してください。（1年度 = 4月～翌年3月）

例：平成29年5月に、平成27年4月から平成30年3月までの期間を申請する場合、

①平成27年度分（平成27年4月～28年3月）

②平成28年度分（平成28年4月～29年3月）

③平成29年度分（平成29年4月～30年3月）の3枚の申請書が必要となります。

なお、この例の場合は、平成27年3月以前は時効により申請できません。

※ 過去期間は2年1カ月前まで申請できますが、申請が遅れると障害年金を受け取れないなどの不利益が生じる場合がありますので、すみやかに申請をしてください。

### ● 添付書類

次の書類を添付してください。

- ・ 在学期間がわかる学生証のコピー（裏面に有効期限、学年、入学年月日の記載がある場合は裏面のコピーを含む）または在学証明書（原本）
- ・ 年金手帳（氏名記載ページ）のコピー
- ・ 失業等の理由により申請を行う場合は、失業した事実が確認できる書類

## 【申請書の提出先】

- この申請書の提出先は、住所地の市区役所・町村役場の国民年金担当窓口、または年金事務所（郵送による提出も可能）です。
- 学生納付特例事務法人（在学している教育施設に設置されている場合）へ申請を委託することもできます。
- 3枚目は本人控ですので、お手元に保管してください。

※ 郵送の場合、受付印のある本人控が必要な方は、2枚目3枚目と一緒に、宛名の記入と所要額の切手を貼付した返信用封筒を同封してください。受付印を押印のうえ「本人控」をご返送いたします。

## 【申請書提出後の注意点】

- 審査後に決定通知書を送付します。決定通知書が届くまでの間は、**文書や電話、訪問により保険料の納付をご案内する場合があります**ので、あらかじめご了承ください。
- 納付のご案内は、日本年金機構から委託された民間事業者が、平日だけでなく、土日や夜間も行っています。

3枚目 **本人控** の裏面の注意事項も必ずお読みください。

※ 学生納付特例の申請年度は4月から翌年3月までです。

国民年金保険料学生納付特例申請書

日本年金機構理事長 へて 平成〇〇年〇〇月〇〇日  
 以下のとおり学生納付特例を申請します。  
 また、前年所得の記入内容に誤りがないことを申し立てします。  
 この申請に必要な本人に関する情報(所得情報、生活保護受給情報等)の確認について、市区町村(前住所地等を含む)及び日本年金機構に委託します。

〒123-4567

(※1) 住所: 〇〇市〇〇町 〇〇-1-2-3

被保険者氏名: 国年 太郎

(被保険者本人が自署した場合は押印は不要です)

「提出年月日・住所・被保険者氏名」欄(※1)

- 提出年月日を記入してください。
- 住民票の住所を記入してください。

申請前に、記入もれ、記入誤りがないかを再度ご確認ください。(記入もれや記入誤りが判明した場合は、書類の返戻やさかのぼって学生納付特例の承認が取り消し等となります。)

基礎年金番号(10桁)で申請する場合は「①個人番号(または基礎年金番号)」に左詰めで記入してください。

A・基本情報	① 個人番号(または基礎年金番号)	0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1	② 生年月日	5. 昭和 7. 平成	0 4 0 5 2 0
	③ 氏名	(フリガナ) コクネン 国年 太郎	④ 電話番号	1. 自宅 2. 携帯電話 3. 勤務先 4. その他	00-0000-0000

「⑤申請期間」欄(※2)

○年度を超えない範囲で記入してください。  
 (例:平成29年4月から平成30年3月まで)

年度単位での申請となるため、複数の年度分を申請する場合は、複数の申請書を提出してください。  
 なお、過去期間については、2年1ヵ月前まで申請することができます(20歳以上で学生である場合)。

記入例	申請期間	審査の対象となる前年所得
平成27年度分	平成27年4月～平成28年3月	平成26年中の所得
平成28年度分	平成28年4月～平成29年3月	平成27年中の所得
平成29年度分	平成29年4月～平成30年3月	平成28年中の所得

B・申請内容	⑤(※2) 申請期間 <small>(学生納付特例を受けようとする期間)</small>	平成〇〇年〇〇月から 平成〇〇年〇〇月まで	
	⑥ 在学予定期間	(入学年月) 平成〇〇年〇〇月から	(卒業予定年月) 平成〇〇年〇〇月まで
	⑦ 学校の名称	〇〇大学	⑧ 学校の所在地 東京 都 道 府 県 杉並区 〇〇町
	⑨ 税申告の有無	1. あり 2. なし 3. 不明	⑩(※3) 前年所得 1. なし 2. あり(118万円以下) 3. あり(118万円超) ⇒16歳以上19歳未満の扶養親族(あり・なし)
	⑪(※4) 特例認定区分 <small>(添付書類要確認)</small>	1. 失業 平成 年 月 日 ⇒ 雇用保険加入(あり・なし) 2. 天災等 3. その他( )	
⑫ 備考			

「⑥在学予定期間」欄

○入学年月日から卒業予定年月を記入してください。

「⑦学校の名称」欄

○学校名を記入してください。

「⑧学校の所在地」欄

○都道府県名・市区町村名まで記入してください。

「⑨税申告の有無」欄

○税申告(住民税申告・確定申告等)を行っている場合は「1. あり」、行っていない場合は「2. なし」、分からない場合は「3. 不明」に○を記入してください。

「⑩前年所得」欄(※3)

○必ず記入してください。

○<所得=(収入-必要経費)>です。

また、「3. あり(118万円超)」の場合は、税申告が必要になります。「⑨税申告の有無」が「2. なし」又は「3. 不明」の場合は、市区町村に税の申告又は申告状況の確認をしてください。なお、申告方法等の詳細については、お住まいの市区町村にご確認ください。

○「3. あり(118万円超)」に○を記入した場合は、16歳以上19歳未満の扶養親族の(あり・なし)についても○を記入してください。

※ 前年度分を申請するときは、前々年所得について該当するものに○を記入してください。

「⑪特例認定区分」欄(※4)

○失業・倒産・事業の廃止などを理由として申請するときは、該当年月日(離職日の翌日)を記入のうえ、失業前の雇用保険加入の(あり・なし)に○を記入してください。なお、証明書類(雇用保険受給資格者証または雇用保険被保険者離職票のコピーなど)を添付してください。

○災害(震災、風水害、火災など)を受けたために申請するときは、「2. 天災等」に○を記入してください。

○生活扶助以外の扶助、生活保護に相当する保護(外国籍の方)、特別障害給付金を受け取っていることを理由として申請するときは、「3. その他」に○を記入したうえで、手続きの詳細についてお近くの年金事務所またはお住まいの市区町村の年金担当窓口へご相談ください。

「⑫備考」欄

○税申告された住所地(申告年の1月1日時点等)が現住所地と異なる場合は、その住所を記入してください。

○申請を希望する年度中の一部の期間に限る申請、生活保護法による生活扶助以外の扶助等を受け取っている場合の申請については、その旨を記入してください。

※ 3枚目(本人控)の裏面(注意事項)の1(4)をお読みいただき、該当する場合に記入してください。



## 国民年金保険料学生納付特例申請書

日本年金機構理事長 あて 平成 年 月 日

以下のとおり学生納付特例を申請します。  
また、前年所得の記入内容に誤りがないことを申し立てします。  
この申請に必要な本人に関する情報（所得情報、生活保護受給情報等）の確認について、市区町村（前住所地等を含む）及び日本年金機構に委託します。

〒 -

住所： \_\_\_\_\_

被保険者氏名： \_\_\_\_\_ 印

(被保険者本人が自署した場合は押印は不要です)

学生納付特例事務法人等

市区町村

日本年金機構

## A. 基本情報

① 個人番号 (または基礎年金番号)		② 生年月日	5. 昭和 7. 平成	年	月	日
③ 氏名	(フリガナ)	④ 電話番号	1. 自宅 2. 携帯電話 3. 勤務先 4. その他	-	-	

## B. 申請内容

⑤ 申請期間 (学生納付特例を受けようとする期間)	平成 年 月から 平成 年 月まで
⑥ 在学予定期間	(入学年月) 平成 年 月から (卒業予定年月) 平成 年 月まで
⑦ 学校の名称	⑧ 学校の所在地 都道府県
⑨ 税申告の有無	1. あり 2. なし 3. 不明 ⑩ 前年所得 1. なし 2. あり(118万円以下) 3. あり(118万円超) →16歳以上19歳未満の扶養親族(あり・なし)
⑪ 特例認定区分 (添付書類要確認)	1. 失業 平成 年 月 日 ⇒ 雇用保険加入(あり・なし) 2. 天災等 3. その他( )
⑫ 備考	

※ ⑩欄は「所得の申立書」として取り扱います。必ず記入してください。

## 学生納付特例を申請された方へ

## ① 結果通知について

日本年金機構からおおむね2～3カ月後に審査結果が送付されます。  
それまでの間、保険料納付の催告状等が送付される場合がありますのであらかじめご了承ください。  
また、年度当初の申請については、前年所得が確定する6月以降に日本年金機構(年金事務所)で所得審査を行う場合があるため、決定通知書の送付がさらに遅くなる場合があります。あらかじめご了承ください。  
※ 学生納付特例を申請した期間であっても、この申請を行う前に納付していただいた保険料は還付できません。

## ② 承認期間

日本年金機構から送付される審査結果(承認通知)でご確認ください。

## ③ 申請が却下された場合

保険料の納付が必要です。  
納付書がない場合は、日本年金機構(年金事務所)で再発行しますので、お近くの年金事務所へご連絡ください。

## ④ 学生でなくなった場合

学生納付特例の承認を受けた期間について、学生でなくなったときは、免除等の申請を行うことができます。

## ⑤ 来年度も学生であった場合

学生納付特例を希望する場合は、4月以降すみやかに申請してください。

## 保険料の後払い(追納)について

学生納付特例の承認を受けた期間は、10年以内であれば申出により保険料を後払い(追納)することができます。  
詳しくは、裏面の4. をご覧ください。